

第5 電気設備及び火気使用設備に関する取扱い

1 電気設備に関する事項

(1) 用語の定義

- ア 「変電設備」とは、電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器（一つの変圧器の容量が5kVA未満のものを除く。）、コンデンサ等の電気機器によって構成されるものをいう。
- イ 「発電設備」とは、内燃機関（ガスタービンを含む。）を原動機として、発電機、始動装置、制御装置等によって構成される設備で、固定して使用するものをいう。
- ウ 「蓄電池設備」とは、蓄電池、充電装置、保安装置、制御装置等によって構成される設備で、固定して使用するものをいう。この場合、制御装置等には、直送回路及び逆変換装置等に用いる変圧器（入力が高圧で油入機器以外のものを使用するものに限る。）も含まれる。
- エ 「電気機器」とは、電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等をいう。
- オ 「告示適合キュービクル式」とは、次のいずれかに適合するキュービクル式の電気設備をいう。
- (ア) 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）
 - (イ) 蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）
 - (ウ) キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示7号）
 - (エ) 条例第18条第1項第3号及び第2項に規定する消防長が火災予防上支障がないと認める構造並びに同条例第18条第1項第4号に規定する換気、点検及び整備に支障のない距離を定める件（平成20年尾道市消防局告示第2号）
 - (オ) 条例第18条の2第1項第1号に規定する消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備を指定する件（令和3年尾道市消防局告示第1号）

(2) 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分

令第13条第1項の規定については、次のとおりとする。

- ア 令第13条第1項の表中「発電機」又は「変圧器」とは、発電設備として設置する発電機（全出力が20kW未満の内燃機関（ガスタービンを含む。）のものを除く。）又は変電設備として設置する変圧器（全出力が20kW未満のものを除く。）をいうものであること。
- イ 令第13条第1項の表中「その他これらに類する電気設備」とは、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器、蓄電池設備、急速充電設備等をいうものであること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
- (ア) 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの
 - (イ) 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの
 - (ウ) 蓄電池設備で、蓄電池容量が10kW時以下のもの及び蓄電池容量が10kW時を超え20kW時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるもの
 - (エ) 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御弁式のもの
 - (オ) 配線、照明、電動機等
 - (カ) 急速充電設備で、全出力20kW以下のもの

ウ 床面積の算定

令第13条第1項の表中「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この第5において「電気設備」という。）が設置されている部分」の床面積の算定は、次のいずれかによること。この場合において、次の(ア)又は(イ)のいずれか小なる床面積が、令第13条第1項の表中に規定する基準面積以上となる場合は、当該部分に不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置すること。

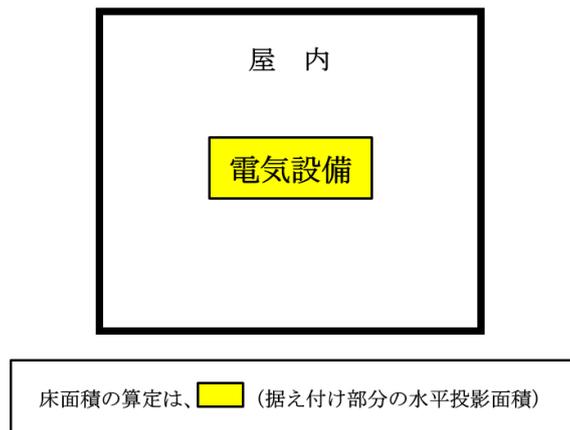
- (ア) 不燃区画室の場合

不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画された室（以下この第5において「不燃区画室」という。）の場合は、当該室の床面積とすること。

なお、不燃区画室に設ける開口部等については、次によること。

- a 屋内に面する部分に設ける開口部等
 - (a) 開口部には、防火設備である防火戸（出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けること。
 - (b) 換気設備等の風道（燃焼機器の煙突及び排気筒を除く。）が不燃区画室を貫通する場合で、不燃区画室から火災による火煙が発生した場合に、当該風道に接続する給排気口等を通じ、当該火煙が他の室に流出するおそれのあるときは、風道の区画貫通部分の付近に防火ダンパーを設けること。ただし、換気設備等の風道が不燃区画室の区画を貫通するのみで、他の室に通じる開口部がなく、風道が不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造られている場合は、この限りでない。
 - (c) 給排水管、電気配管等が不燃区画室を貫通する場合は、当該配管部分と区画のすき間をロックウール、モルタル、防火シール材等の不燃材料で埋めること。
- b 屋外に面する部分に設ける開口部
 - 開口部には、防火設備である防火戸を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (a) 延焼のおそれのある部分以外の部分（平屋建て及び建築物の最上階の部分に設けるものに限る。）に設けるもの
 - (b) 上部3.6m以内に開口部（防火設備が設けられたもの及び100cm²以下のダクト等を除く。）がなく、かつ、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けるもの
- (イ) 水平投影による場合
 - 前(ア)以外の場合は、次により床面積を算定すること。
 - a 告示適合キュービクル式
 - 告示適合キュービクル式の場合は、当該設備が据え付けられた部分の水平投影面積とすること。（第5-1図参照）

<告示適合キュービクル式>

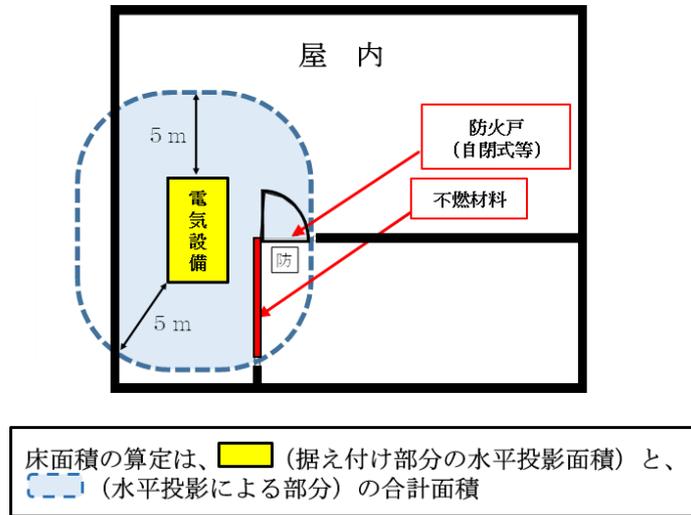


<第5-1図>

- b 告示適合キュービクル式以外
 - 告示適合キュービクル式以外の電気設備については、電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分（屋内及び屋上の部分に限る。以下この第5において「水平投影による部分」という。）の床面積とすること。
 - なお、水平投影による部分に壁が設けられている場合で、当該壁が(a)及び(b)に該当するときは、水平距離は当該壁までの距離とすることができるものとする。（第5-2図参照）

- (a) 不燃材料であること。
- (b) 開口部には、前(ア)の規定の例による防火戸が設けられていること。

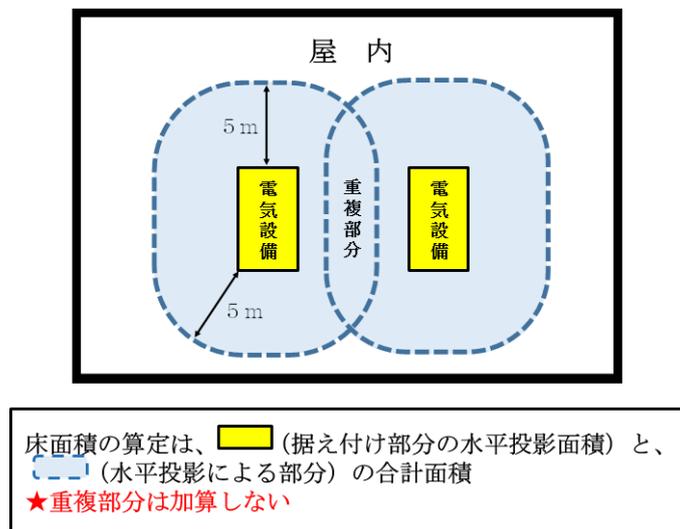
＜告示適合キュービクル以外＞



＜第 5-2 図＞

- c 2以上の電気設備が設置されている場合
同一室内又は屋上に電気設備が2箇所以上設置されている場合は、前a又はbにより算定された床面積を合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する部分は、重複加算しない。）とすること。ただし、電気設備相互の水平距離が10mを超える場合は、床面積を合算しないものとする。（第5-3図参照）

＜告示適合キュービクル以外＞



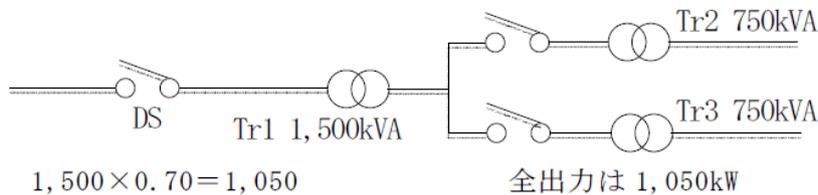
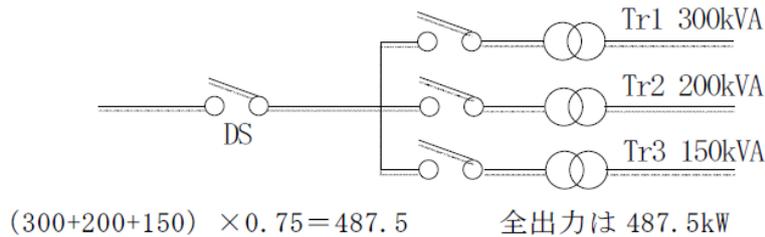
＜第 5-3 図＞

- エ 全出力の算定
変電設備、発電設備及び蓄電池設備（以下この第5において「変電設備等」という。）の全出力（容量）の算定は、次によること。
- (ア) 変電設備の全出力
変電設備の全出力（kW）は、受電用遮断器の負荷側に接続される変圧器の定格容量（kVA）の和（主変圧器の二次側に接続される変圧器を除く。）に第5-1表の係数に乗じて算定するものとする。

<第5-1表>

変圧器の定格容量の合計 (kVA)	係数
500未満	0.80
500以上1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

【計算例】



- (イ) 発電設備の全出力
 発電設備の全出力は、当該設備の定格容量 (kVA) に発電機の力率を乗じて得た値の和により算定すること。
- (ウ) 蓄電池設備の容量
 蓄電池設備の容量は、定格容量 (Ah) に単位電槽数 (セル) を乗じて得た値の合計 (Ah・セル) に定格電圧 (V) を乗じて算定するものとする。
- (エ) 2以上の変電設備等を設置する場合の全出力の算定
 次のいずれかに該当する場合は、前(ア)から(ウ)までによらず、当該部分ごとに算定するものとする。
 - a 前(2). ウ. (ア)に適合する不燃区画室ごとに分散して設けた場合
 - b 告示適合キュービクル式の場合
 - c 変電設備等相互の水平距離が10mを超える場合

2 多量の火気を使用する部分に関する事項

令第13条第1項の規定については、次のとおりとする。

- (1) 令第13条第1項の表中「その他多量の火気を使用する部分」には、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備、内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機等で、最大消費熱量の合計が350kW以上のものが設置されている場所が該当するものであること。
- (2) 床面積の算定
 令第13条第1項の表中「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分」の床面積の算定については、前1. (2). ウによること。
- (3) 最大消費熱量の算出方法
 前(1)に規定する最大消費熱量の算出方法は、次によること。
 - ア 火気使用設備 (鍛造場、ボイラー室、乾燥室に設置する火気使用設備、又は、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備、内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機等をいう。以下この第5において同じ。) に表示されている1時間当たりの燃料消費量に第5-2表により発熱量を乗じて算出すること。

<第5-2表>

燃料種別		発熱量			
		k W / k g	k W / L	k W / N m ³	
液体燃料	灯油		12.0	9.6	
	軽油		11.9	9.8	
	重油	A重油	11.8	10.3	
		B重油	11.4	10.6	
		C重油	11.3	10.6	
気体燃料	都市ガス (13A)				12.8
	プロパンガス		13.9		28.3
	プロパンエア13A				17.4
	ブタンガス		13.7		37.2
固体燃料	薪		5.2		
	木炭		9.3		
	石炭		8.7		

※1 各燃料は、本来発熱量に幅があるので、この表の数値は代表的なものである。

※2 単位計算

1W=3,600 J (∵1k W=3,600 J×1,000=3,600k J)

1J≒0.239cal 1cal=4.18605 J (∵1k J=0.239cal×1,000=0.239k cal)

1W=3,600 J×0.239cal≒860cal (∵1k W=860cal×1,000=860k cal)

※3 端数処理は小数点第2位を四捨五入するものとする。

イ 消費熱量を求めることができない焼却炉等については、炉内容積1m³当たり232.5kWとして換算すること。

ウ 消費熱量が設備仕様書等に記載している場合は、当該数値とすること。

エ 同一の場所に複数の火気使用設備が設置されている場合の最大消費熱量は、各火気使用設備の最大消費熱量の和により得た値とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該部分ごとに算出すること。

(ア) 前1.(2).ウ.(ア)に適合する不燃区画室ごとに分散して設けた場合

(イ) 火気使用設備相互の水平距離が10mを超える場合

3 消火設備の適用範囲

(1) 令第13条及び条例第64条の規定は、屋上についても適用されるものとする。

(2) 柱上及び道路上に設置されるものにあつては、本項の規定は適用しないものとする。

4 その他

前1.(1).オの基準の適合性を明確にするため、別記様式1から別記様式5までを必要に応じて届出書等に添付すること。

別記様式1

「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」
(昭和50年消防庁告示第7号)適合チェック表

確認者 会社名

名前

項目		内容	機器状況	適合									
種類		次のいずれかの種類であるか 1 専用キュービクル式非常電源専用受電設備 ※1 2 共用キュービクル式非常電源専用受電設備 ※2	1・2 (該当する方に○)										
構造 及 び 性能	外箱	材 料	JIS A1311 ※3の防火A種二Sの例によるものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであるか(次の「外部露出」に掲げるものに係るものを除く。)	[適 ・ 否]									
		外部露出設置可能機器	次のイからホまで(屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備にあつてはイからハまで)に掲げるもの以外のものが外部に露出して設けられていないか イ 表示灯 ※4 ロ 電線の引込み口及び引出し口 ハ 換気装置 ニ 電圧系、電流計、周波数計その他操作等に必要計器類 ※5 ホ 計器用切替スイッチ ※6	[適 ・ 否]									
		固 定	建築物の床に容易かつ堅固に固定できるものであるか	[適 ・ 否]									
	機器収納状況	受電設備、変電設備その他の機器及び配線(以下「収納機器等」という。)は、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)の規定により設けられているか		[適 ・ 否]									
		収納機器等は、外箱、フレーム等に堅固に固定されているか		[適 ・ 否]									
		収納機器等は、外箱の底面からの高さが、次の表の左欄に掲げる収納機器等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める高さ以上の位置に収納されているか <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">収納機器等の区分</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">A 試験端子・端子台等の充電部</td> <td>15cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他のもの</td> <td>B 屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの</td> <td>10cm</td> </tr> <tr> <td>C 屋内用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの</td> <td>5cm</td> </tr> </tbody> </table> 底面から A [] cm B [] cm C [] cm		収納機器等の区分		高さ	A 試験端子・端子台等の充電部		15cm	その他のもの	B 屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの	10cm	C 屋内用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの
収納機器等の区分		高さ											
A 試験端子・端子台等の充電部		15cm											
その他のもの	B 屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの	10cm											
	C 屋内用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの	5cm											
他の電気回路との区画		共用キュービクル式非常電源専用受電設備にあつては、非常電源回路と他の電気回路(非常電源回路に用いる開閉器又は遮断器から電線引出し口までの間)に限る。)とが不燃材料 ※7で区画されているか	[適 ・ 否]										
引出し口		電線の引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるか	[適 ・ 否]										

換気装置	全般	外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであるか	[適 ・ 否]	
	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の 1/3 以下であるか	[適 ・ 否]	
	機械式	自然換気口では換気不十分の場合、機械換気設備が設けられているか	[適 ・ 否]	
	換気口	換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられているか	設置装置 []	
換気口には、雨水等の侵入防止措置（屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備に限る。）が講じられているか		[適 ・ 否]		
接続方法		一の非常電源回路が他の非常電源回路及び他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないものであるか	[適 ・ 否]	
		別図その 1 からその 4 までの例に準じているか	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 (該当するものに○)	
表示		外箱には、次に掲げる事項がその見やすい箇所に容易に消えないように表示されているか イ 専用キュービクル式非常電源専用受電設備又は共用キュービクル式非常電源専用受電設備の区別 ロ 製造者名又は商標 ハ 製造年 ニ 型式 ホ 製造番号	[適 ・ 否]	
		共用キュービクル式非常電源専用受電設備にあつては、非常電源に係る部分と他の電源に係る部分とが容易に判別できる措置が講じられているか	[適 ・ 否]	
		前面扉の裏面には、接続図及び主要機器一覧表が貼付されているか	[適 ・ 否]	

備考 1 「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和 50 年消防庁告示第 7 号）に適合するものであるかについて判定するものである。

2 「機器状況」欄には、設置しようとするキュービクルの概要を記入すること。

3 「適合」欄には、「内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。

※ 1 「専用キュービクル式非常電源専用受電設備」とは、非常電源専用の受電設備（電力需給用計器用変成器及び主遮断装置並びにこれらの付属機器をいう。）、変電設備（変圧器及びこれの付属装置をいう。）その他の機器及び配線を外箱（一の箱をいう。）に収納したものをいう。

※ 2 「共用キュービクル式非常電源専用受電設備」とは、非常電源と他の電源と共用の受電設備、変電設備その他の機器及び配線を外箱に収納したものをいう。

※ 3 「JIS」とは、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。

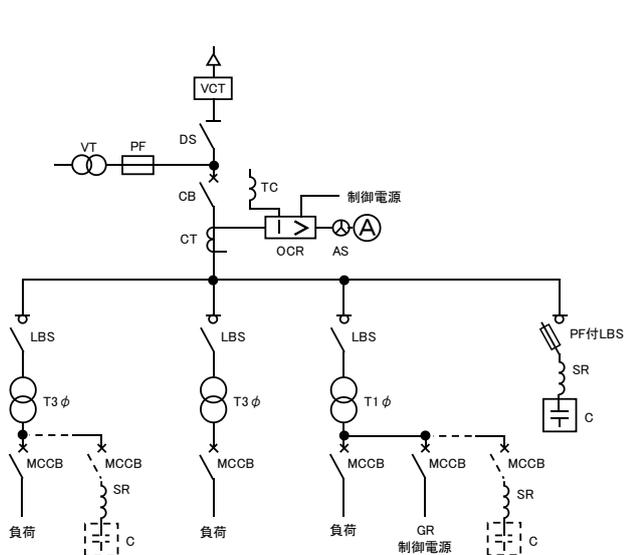
※ 4 カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。

※ 5 電圧回路に係るものにあつてはヒューズ等で保護されたものに、電流回路に係るものにあつては変流器に接続しているものに限る。

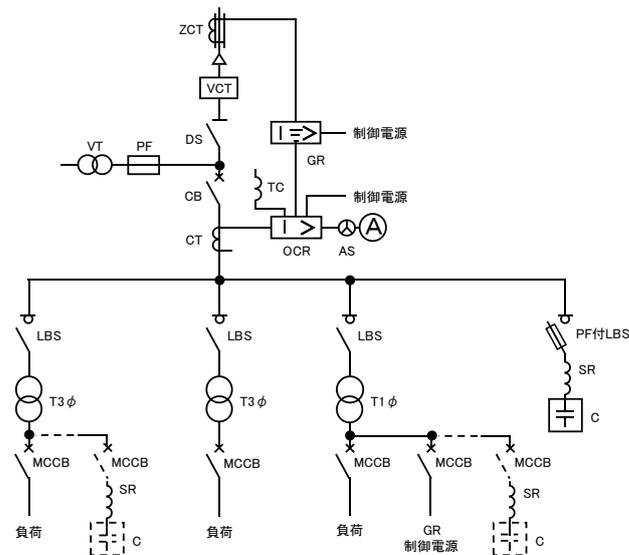
※ 6 不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。

※ 7 「不燃材料」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。

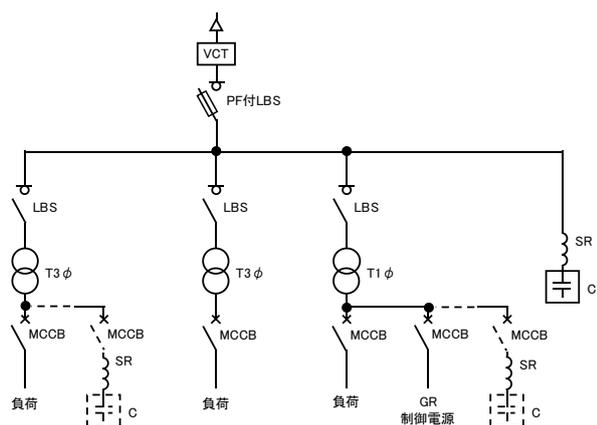
【別図】



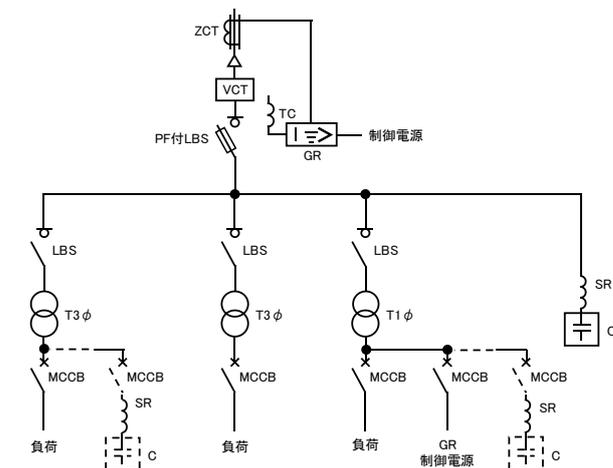
その1 CB形(キュービクル引込口の電源側に地絡継電装置があるもの)



その2 CB形(キュービクル引込口の電源側に地絡継電装置がないもの)



その3 PF・S形(キュービクル引込口の電源側に地絡継電装置があるもの)



その4 PF・S形(キュービクル引込口の電源側に地絡継電装置がないもの)

備考1 専用キュービクル式非常電源専用受電設備にあつては、全ての負荷が非常電源回路に供されるものであり、共用キュービクル式非常電源専用受電設備にあつては、負荷のいずれかを他の電気回路に供されるものであること。

- 2 Tの一次側の開閉器は、省略することができること。
- 3 VTを設置する場合にあつては、VTに取り付けるヒューズは限流ヒューズを使用すること。
- 4 キュービクル引込口の電源側に存するGR及びTの一次側に存するGRの制御電源を、VT又はTの二次側から供給する場合にあつては、専用の開閉器(保護装置付)を設けること。
- 5 略号の名称は、次のとおりとする。

略号	名称	略号	名称
VCT	電力需給用計器用変成器	CT	変流器
DS	断路器	VT	計器用変圧器
PF	限流ヒューズ	A	電流計
CB	遮断器	AS	電流計切替スイッチ
TC	引外しコイル	T	変圧器
LBS	高压交流負荷開閉器	SR	直列リアクトル
ZCT	零相変流器	C	進相コンデンサ
GR	地絡継電器	MCCB	配線用遮断器
OCR	過電流継電器		

別記様式2

火災予防上支障がないと認める構造を有する
キュービクル式の発電設備適合チェック表

確認者 会社名

名前

項目		内容	機器状況	適合	
外	材料	鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであるか	材料[]		
	板厚	床面部分以外	1. 6 mm (屋外用ものは、2. 3 mm) 以上であるか	板厚[]mm	
		床面部分	板厚は1. 6 mm (屋外用ものは、2. 3 mm) 以上であるか、板厚の基準を満たさない場合は、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものであるか	板厚[]mm 若しくは 位置[]	
	開口部	防火戸 (網入りガラス入りは不燃材料で固定) 以上であるか	[適 ・ 否]		
	固定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであるか	[適 ・ 否]		
	すき間	直径10 mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないか (配線の引出し口、換気口等も含む。)	最大すき間 []mm		
箱	外部露出設置可能機	表示灯 カバーの材料は難燃材料以上であるか	[適 ・ 否]		
		冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管、燃料の出し入れ口、配線の引出し口、換気口及び換気装置、内燃機関の排気筒及び排気消音器、内燃機関の息抜き管並びに始動用空気管の出し入れ口以外のものが露出していないか	[適 ・ 否]		
		上記について屋外に設けるものは、雨水等の浸入防止措置が講じられているか	[適 ・ 否]		
機器収納状況		内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の底面から10 cm以上離れているか、又はこれと同等以上の防水措置が講じられているか	底面から []cm ・防水措置		
		屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであるか	[適 ・ 否]		
		内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置が講じられているか	[適 ・ 否]		
		内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けられているか	[適 ・ 否]		
		電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、固定されているか	[適 ・ 否]		
配線	引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであるか	[適 ・ 否]			
換気装置	全般	外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであるか	[適 ・ 否]		
	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面につき1/3以下であるか	[適 ・ 否]		
	機械式	自然換気口不足の場合、機械式換気設備が設けられているか	[適 ・ 否]		
	換気口	換気口には金網、金属製がらり又は防火ダンパー等が設けられているか	設置装置 []		

- 1 尾道市消防局告示第2号「火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備等の基準」に適合するものであるかについて判定するものである。
- 2 「機器状況」欄には、設置しようとするキュービクルの値等を記入すること。
- 3 「適合」欄には、「内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。

別記様式3

火災予防上支障がないと認める構造を有する
キュービクル式の蓄電池設備適合チェック表

確認者 会社名

名前

項目		内容	機器状況	適合	
外箱	材料	鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであるか	材料[]		
	板厚	床面部分以外	1. 6mm (屋外用ものは、2. 3mm) 以上であるか	板厚[]mm	
		床面部分	板厚は1. 6mm (屋外用ものは、2. 3mm) 以上であるか、板厚の基準を満たさない場合は、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものであるか	板厚[]mm 若しくは 位置[]	
	開口部	防火戸 (網入りガラス入りは不燃材料で固定) 以上であるか	[適 ・ 否]		
	固定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであるか	[適 ・ 否]		
	すき間	直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないか (配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む。)	最大すき間 []mm		
外部露出設置可能機器	表示灯	カバーの材料は難燃材料以上であるか	[適 ・ 否]		
	配線用遮断器	金属カバーが付いているか	[適 ・ 否]		
	スイッチ類 (切替スイッチを含む。)	難燃材料以上であるか	[適 ・ 否]		
	電圧計	ヒューズ等で保護されているか	[適 ・ 否]		
	上記のほか、電流計、周波数計、引込み口、引出し口、換気口及び換気装置以外の露出機器はないか		[適 ・ 否]		
	上記について屋外に設けるものは、雨水等の浸入防止措置が講じられているか		[適 ・ 否]		
機器収納状況		蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から10cm以上離れているか、又はこれと同等以上の防水措置が講じられているか	底面から []cm ・防水措置		
		鉛蓄電池を収納するものは、鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されている、又はシール形蓄電池を収納するものであるか	[適 ・ 否]		
		蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画されているか	[適 ・ 否]		
		充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器が設けられているか	[適 ・ 否]		
点検機器	蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチが設けられているか	[適 ・ 否]			
次の換気装置が設置されているか、又は換気設備を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれがないか			[適 ・ 否]		
換気装置	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面につき蓄電池を収納する部分は1/3以下、充電装置等を収納する部分にあつては、2/3以下であるか	[適 ・ 否]		
	機械式	自然換気口不足の場合、機械式換気設備が設けられているか	[適 ・ 否]		
	換気口	換気口には金網、金属製がらり又は防火ダンパーが設けられているか	設置装置 []		

1 尾道市消防局告示第2号「火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の基準」に適合するものであるかについて判定するものである。

2 「機器状況」欄には、設置しようとするキュービクルの値等を記入すること。

3 「適合」欄には、「内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。

別記様式4

火災予防上支障がないと認める構造を有する
キュービクル式の変電設備適合チェック表

確認者 会社名 _____

名前 _____

項目		内容	機器状況	適合	
外	材 料	鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであるか	材料[]		
	板 厚	床面部分以外	1. 6 mm (屋外用ものは、2. 3 mm) 以上であるか	板厚[]mm	
		床面部分	板厚は1. 6 mm (屋外用ものは、2. 3 mm) 以上であるか、板厚の基準を満たさない場合は、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものであるか	板厚[]mm 若しくは 位置[]	
	開口部	防火戸 (網入りガラス入りは不燃材料で固定) 以上であるか	[適 ・ 否]		
	固 定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであるか	[適 ・ 否]		
	すき間	直径10 mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないか (配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む。)	最大すき間 []mm		
箱	外部露出設置可能機器	表 示 灯	カバーの材料は難燃材料以上であるか	[適 ・ 否]	
		配線用遮断器	金属カバーが付いているか	[適 ・ 否]	
		電 圧 計	ヒューズ等で保護されているか	[適 ・ 否]	
		電 流 計	計器用変成器を介しているか	[適 ・ 否]	
		スイッチ類 (切替スイッチを含む。)	難燃材料以上であるか	[適 ・ 否]	
		上記のほか、引込み口、引出し口、換気口及び換気装置以外の露出機器はないか	[適 ・ 否]		
		上記について屋外に設けるものは、雨水等の浸入防止措置が講じられているか	[適 ・ 否]		
機器収納状況		電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から10 cm以上離れているか、又はこれと同等以上の防水措置が講じられているか	底面から []cm ・防水措置		
		電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定されているか	[適 ・ 否]		
配 線		引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであるか	[適 ・ 否]		
換気装置	全 般	外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであるか	[適 ・ 否]		
	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面につき1/3以下であるか	[適 ・ 否]		
	機械式	自然換気口不足の場合、機械式換気設備が設けられているか	[適 ・ 否]		
	換気口	換気口には金網、金属製がらり又は防火ダンパー等が設けられているか	設置装置 []		

- 1 尾道市消防局告示第2号「火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の基準」に適合するものであるかについて判定するものである。
- 2 「機器状況」欄には、設置しようとするキュービクルの値等を記入すること。
- 3 「適合」欄には、「内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。

別記様式5

延焼を防止するための措置が講じられている 急速充電設備適合チェック表

確認者 会社名 _____

名前 _____

項目	内容	機器状況	適合
筐体	材料	ステンレス鋼板又は鋼板であるか	材料[]
	板厚	ステンレス鋼板2.0mm以上又は鋼板2.3mm以上であるか	板厚[]mm
	内蔵可燃物量	筐体の体積1m ³ に対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122kg以下であるか	筐体の体積 []m ³ 内蔵可燃物量 []kg
安全装置	安全装置（漏電遮断器）が設置されているか	[適 ・ 否]	
蓄電池	蓄電池が内蔵されていないか	[適 ・ 否]	
太陽光発電設備	太陽光発電設備が接続されていないか	[適 ・ 否]	

1 尾道市消防局告示第1号「延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備の基準」に適合するものであるかについて判定するものである。

2 「機器状況」欄には、設置しようとする急速充電設備の値等を記入すること。

3 「適合」欄には、「内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。